

(標準報酬)

第45条 被保険者の報酬月額につき、法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条1項、法第43条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

2 法第47条第1項第1号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続被保険者については、法第47条第2項の規定に基づき、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

(附則)

1. 第45条中、「法第41条第1項、法第42条第1項、」の次に「法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項」を、「又は法第41条第1項、法第42条1項、法第43条第1項」の次に「法第43条の2第1項若しくは法第43の3第1項」を加え、平成30年8月1日から施行する。
2. 第45条に第2項を追記して、令和4年4月1日から施行する。施行日前に被保険者資格を喪失した任意継続保険者の標準報酬月額の算定方式については、なお従前の例による。